

# 仙台商工会議所ってこんなトコ



本コーナーでは、仙台商工会議所をより多くの方にご利用いただくため、当所の事業活動をご紹介します。

## 第12回

### 海外取引に必要な貿易関係証明、バーコードの表示に必要なGS1事業者コードの申請を受け付けています

#### 商工会議所で発給している貿易関係証明とは？

海外との取引の際には、さまざまな書類をそろえなければなりません。そのうち、商工会議所では、**①原産地証明**、**②インボイス証明**、**③サイン証明**の3種類の証明書を発給しています。

**①原産地証明**とは、貿易取引される商品の原産国(国籍)を証明する書類です。

原産地証明には、**特定原産地証明**と**非特定原産地証明**の2種類があります。

**特定原産地証明**とは、日本が経済連携協定(EPA)を締結している国や地域との間で取引をする際、通常の関税率よりも低い関税率(EPA税率)の適用を受ける際に必要な書類です。

**非特定原産地証明**は、その他の国や地域との間で取引をする際、輸入国側の求めなどによって必要になってくる書類で、輸出品が日本国内で製造または実質的に加工された日本産であることを証明するもの(日本産原産地証明)、再輸出品・積み戻し品、仲介貿易品が外国産品であることを証明するもの(外国産原産地証明)があります。

※原産地証明は個々の取引に関する内容(商品の性能や品質、価格等を含む)を証明するものではありません。

また、**②インボイス証明**は、商業インボイスをはじめとする各種インボイス(物品を送るときに税関への申告、検査などで必要となる書類)等が申請者によって適正に作成され、商工会議所に提示されたという事実を証明するもの。

**③サイン証明**は、貿易関係の書類上のサインが、商工会議所に登録されているサインであることを証明することにより、その書類が正規に作成されたものであることを間接的に証明するものです。

#### 自社商品を管理するためにバーコードを利用したい！

商品管理などに広く活用されているバーコード。これを商品に表示するために必要な**GS1事業者コード**(平成24年4月から国際標準に対応し、JAN企業コードから名称変更)の申請は、商工会議所などで受け付けています。

GS1事業者コードは、100以上の国や地域の流通コード機関が加盟しているGS1(事務局本部・ベルギー・ブリュッセル)という組織が定めるコードで、国際的に事業者(企業)を唯一に識別できるもの。日本の場合、最初の2桁が「45」または「49」で始まる9桁または7桁の番号で構成されています。



貿易関係証明の発給は、商工会議所法の規定に基づいて行われている。当所では主に中国や東南アジアなどに向けた自動車・機械部品、水産加工品などに関する証明書の発給が多い。

今回紹介した貿易関係証明とGS1事業者コードについての詳細は、左記までお問い合わせください。

## フローラル共済の葬儀共済



〈1年更新型定期保険〉

保険金額**30万円**から**300万円**まで  
10種類のプランからお選びいただけます。

POINT 1

簡単告知で、持病をお持ちの方でも申し込みいただけます。  
※現在入院中の方はお申し込みいただけません。  
※特別条件を付けてお引き受けする場合、また、お引き受けできない場合がございます。

POINT 2

保険金の支払いは、申請から2営業日～5営業日以内と迅速です。  
保険金支払いで事実確認のため日時を要する場合があります。

POINT 3

病気でも事故でも災害でも、同額の死亡保障!  
万が一のとき、保険金額が変わることがないので、残された家族も安心です。

POINT 4

新規加入は満15歳から満75歳まで。  
満90歳まで継続いただけます。

POINT 5

保険金額は30万円から300万円の全10種類  
ニーズに合わせてご利用いただけます。

東北財務局長(少額短期保険)第2号

フローラル共済株式会社 宮城県仙台市青葉区水の森3-41-15 フローラル共済ビル4階

☎ 0120-26-8160

受付時間/9:00~18:00  
(土・日・祝日・年末年始の当社休業日を除く)  
7票14018/8,000/2014.05.15